

令和2年(2020年) 7月吉日

保 健 福 祉 事 務 所 長  
西 駒 郷 所 長  
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長  
総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 所 長  
市 町 村 障 害 福 祉 担 当 部 長  
障 害 者 総 合 支 援 セ ン タ ー 長  
旧 法 指 定 施 設 の 長 様  
指 定 知 的 障 害 児 施 設 等 の 長  
指 定 障 者 支 援 施 設 の 長  
指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 長  
指 定 相 談 支 援 事 業 所 長  
精 神 科 病 院 長  
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 長  
長 野 県 社 会 福 祉 協 議 会 長  
長 野 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会 長  
長 野 県 知 的 障 害 福 祉 協 会 長  
せ い し れ ん 会 長  
長 野 県 精 神 保 健 福 祉 士 協 会 長

特定非営利活動法人  
長野県相談支援専門員協会  
代表理事 松澤 重夫

令和2年度 長野県 障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応  
相談支援従事者初任者研修講義部分の開催について（通知）

平素より、弊協会事業につきましてご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱（令和2年7月1日付2障第279号）」の第10及び第11に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者、並びに「指定障害福祉サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）に規定するサービス管理責任者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

受講を希望される方は、別紙「令和2年度 長野県 障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応 相談支援従事者初任者研修講義部分 募集要項」を、ご参照の上お申し込みください。

以上